

令和6年度

地域整備方向検討調査

石岡台地地区受益面積補足調査業務

特 別 仕 様 書

(当初)

関東農政局 利根川水系土地改良調査管理事務所

第1章 総 則

(適用範囲)

第1-1条

令和6年度地域整備方向検討調査 石岡台地地区受益面積補足調査業務（以下「本業務」という。）の実施にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

第1-2条

本業務は、国営総合かんがい排水事業「石岡台地地区」により造成された農業水利施設について将来を見据えた整備構想について検討するべく、事業化に向けた基礎資料の整理を行うため、受益地内の面積の補足調査を行うものである。

(場 所)

第1-3条

本業務において対象となる位置は、茨城県石岡市他5市1町で、別添位置図に示すとおりである。

(一般事項)

第1-4条

業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有したものとする。
- (3) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第1-5条

管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の業務に該当する部門は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木
		農業－農業農村工学
		農業－農村地域計画
		農業－農村地域・資源計画
	農 業	農 業 土 木
		農業農村工学

		農村地域計画
		農村地域・資源計画
博士	当該業務部門に関連する 学術部門	
シビルコンサルティングマネージャー	農 業 土 木	

(担当技術者)

第 1-6 条

担当技術者は、共通仕様書第 1-8 条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第 1-7 条

共通仕様書第 1-11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1-12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。

なお、変更業務計画において、業務組織計画を変更する際も同様とする。

- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス (AGRIS) への技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象として、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

(保険の加入)

第 1-8 条

受注者は、共通仕様書第 1-37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの要求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第 2 章 作業条件

(作業条件)

第 2-1 条

本業務の実施にあたっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。

- (1) 作業の実施にあたっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分打合せを行い手戻りのないよう留意しなければならない。
- (2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。

(貸与資料等)

第 2-2 条

貸与資料は、次のとおりである。

貸 与 資 料	数 量
令和5年度 農業基盤情報管理調査 石岡台地地区受益面積調査業務報告書	一式
令和3年度 広域基盤整備計画調査 石岡台地地区水管理制御設備更新詳細検討業務 報告書	一式
石岡台地土地改良区の賦課台帳及び土地原簿、管理資料	一式
関係市町の農地基本台帳データ	一式
関係市町の農業振興地域整備計画、都市計画図	一式
土地登記簿	一式

また、上記以外に必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。

(貸与資料の取扱い)

第2-3条

第2-2条に示す貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条

本業務における作業項目及び数量は、別紙1「作業項目内訳表」に示すとおりである。

(作業の留意点)

第3-2条

業務の実施にあたって、特に留意する点は次のとおりとする。

- (1) 共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (2) 作業にあたっては、監督職員及び関係機関と連絡調整を密に行い、作業の円滑な推進に努めることとする。
- (3) 調査方法及び判定については、監督職員によるものとする。
- (4) 総合的な考察及び判定は、相当の技術を有する技術者により、現況を十分把握のうえ行う。

第4章 打合せ

(打 合 せ)

第4-1条

共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

(1) 打合せ時期

初 回 作業着手の段階（実施方針の確認）

第 2 回 中間打合せ（不突合筆の解消段階）

第 3 回 中間打合せ（属性情報の整理、面積集計段階）

最 終 回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

(2) 打合せ場所

WEBにより実施するものとする。

第5章 成果物

(成 果 物)

第 5-1 条

成果物を共通仕様書第1章第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

(1) 成果物の電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R）正副 2 部

このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R）により別途 1 部を提出するものとする。

(2) 成果物の出力 1 部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

なお、前記で黒塗りの措置を行った成果物の出力は不要である。

(成果物の提出先)

第 5-2 条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

千葉県柏市根戸 471－65

関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所

第6章 契約変更

(契約変更)

第 6-1 条

業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

(1) 第 2-1 条に示す「作業条件」に変更が生じた場合。

(2) 第 3-1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。

(3) 第 4-1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。

(4) 第 5-1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合。

(5) 履行期間の変更が生じた場合。

(6) 関係機関等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合。

(7) その他重要な変更が生じた場合。

第7章 定めなき事項

(定めなき事項)

第7-1条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

令和 6 年度 地域整備方向検討調査 石岡台地地区受益面積補足調査業務

[作 業 項 目 内 訳 表]

作 業 項 目	作 業 内 容	数 量	備 考
1. 準備作業	貸与する資料を整理・把握し作業計画を検討・樹立する。	一式	
2. 受益地地番図GISデータの更新			
(1) 不突合筆の解消	過年度業務による不突合リストについて、貸与する登記事項証明書及び公図等により確認し、GIS地番図及び賦課台帳・土地原簿データを修正することにより、不突合筆を極力解消する。解消できなかった筆については『最終不突合リスト』を作成し、リストに対応した図面を作成する。	一式	※約700筆を想定
(2) 属性情報の整理	貸与する土地改良区管理資料等をもとに、国営受益内外、水管理施設子局等掛を判別し、登記地目が原野・山林である筆については、農地ナビ等により現況を確認する。 これらの結果を属性情報に追加し、GIS地番図データに反映させる。	一式	※項目は別紙2を想定
(3) 施設情報の追加	過年度業務成果等から水管理施設子局等の位置を把握し、レイヤを追加する。	一式	
3. 面積集計、図面作成	上記の結果を踏まえ、各種区分別（市町別、地目別、着水・未着水別、国営受益内・外別、水管理施設子局等掛等）の面積集計及び図面の作成を行う。	一式	
4. 点検とりまとめ	各作業項目の成果物の点検、とりまとめ及び報告書の作成を行う。	一式	

- ・ 作業対象とする受益面積は約7,200ha、受益筆数は約44,000筆。
- ・ 作業対象とする市町は、石岡市、かすみがうら市、笠間市、小美玉市、行方市、鉾田市、茨城町。

別紙 2

属性情報の項目（案）

土地の所在	市町村
	大字
	小字
	地番
	枝番
	孫番
	付番
	公簿地目
	公簿面積
	現況地目
	現況地積
決定地目及び面積	最終判定地目
	決定面積
所有者	所有者名
	所有者住所
権利者関係	耕作者名
	耕作者住所
	耕作に係る権利名
三条資格者	資格者名
	資格者住所
土地改良区	組合員名
	組合員住所
土地利用区分	農振地域内外
	青地白地
	市街化（調整）区域
用水系統	水管理施設子局掛
	国営事業内外
その他	整備番号
	備考